

(様式1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	空家等管理活用支援法人の指定		
根拠法令等の名称・根拠条項	・空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第1項		
所管部室課名	都市計画部住宅政策室		
審査基準	・空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関しては、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長はこれを行わないこととする。		
標準処理期間等			
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	都市計画部 住宅政策室	
	審議機関		
	経由機関		
	協議機関		
備考			
最近改正年月日	令和5年12月13日		